

税関	門司	回答 年月日	平成 28 年 10 月 5 日
品名	フック付ハンガーラック		
照会内容	自動車部品を輸入するために反復使用される折りたたみ式のフック付ハンガーラックについて、関税定率法第 17 条第 1 項第 2 号の規定の適用は可能か。		
照会貨物の概要	<p>【材質】 鉄鋼製</p> <p>【性状】 25.4 mm、長さ 1000 mmの直管 2 本を X 字型にボルト止めした 2 組の部材と、 25.4 mm、高さ 315 mm、幅 850 mmのコの字型の管 2 本を連結した物品。ボルトを支点に縦方向に折りたためる。コの字の管には複数のフックが取り付けられ、輸入貨物を吊り下げる。 輸入貨物の荷重に耐える十分な強度を持ち、単体で自立する構造。輸入後は直管とコの字型の部品に分割し、折りたたんだ状態で再輸出。</p>		
回答	関税定率法第 17 条第 1 項第 2 号の規定の適用は可能である。		
理由	本品は、シリンダー又はコンテナと同一の形状を有するものではないが、輸入貨物を本品に吊り下げることにより、輸入貨物の運送のために反復して使用するものであることから、関税定率法施行令第 32 条第 1 号に該当するものとして、関税定率法第 17 条第 1 項第 2 号の規定の適用は可能である。		